

# 長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例

## 基本的考え方

### 【制定の背景】

市内では、市民・行政・事業者の役割分担により「捨てられにくい環境づくり」が進んでいるが、ポイ捨て、家庭ごみ等の投棄及び飼い犬のふんの放置のほか、ポイ捨て等につながる可能性がある路上・歩行喫煙もいまだに見受けられ、市民や関係団体等から一層の取組について要望が寄せられている。また、平成21年10月から始まった家庭ごみ処理手数料の有料化に伴う不法投棄対策についても一層の対応が望まれている。

このような状況から、「捨てられにくい環境づくり」を一層進めるために禁止行為等を規定し、市の姿勢を明確に示すことで、「ごみのないきれいなまち」の実現を図り、良好で快適な市民等の生活環境の確保を目指すものである。

### (目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他必要な事項を定めることにより、ごみのないきれいなまちの実現を図り、もって良好で快適な市民等の生活環境の確保に資することを目的とする。

### 【趣旨】

この条では、本条例に規定している事項をまとめて記述し、「ごみのないきれいなまち」の実現を図ることにより、究極の目的として、良好で快適な市民等の生活環境の確保に資することを規定したものである。

### 【解説】

#### ポイ捨て等

「ポイ捨て」、「路上等における喫煙」、「廃棄物の投棄」及び「飼い犬のふんの放置」をいう。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (2) ポイ捨て たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、空き缶等その他これらに類する散乱性の高いものを、吸い殻入れ、ごみ箱、回収容器その他の定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

### 【趣旨】

本条例に規定している事項について、基本的用語について定義したものである。

### 【解説】

#### その他の容器

紙コップ、紙パック、弁当箱等のプラスチック製容器等がある。

#### 回収容器

飲食物の自動販売機の横等に設置されている空き缶、空き瓶、空きペットボトル等リサイクル可能な容器を回収するものをいう。

#### **滞在**

観光、出張又は行事等への参加等により、一定の時間留まっている状態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て等の防止に関する必要な施策を実施するとともに、市民等及び事業者に対し、まちの美化に関する意識を高めるための啓発を行うものとする。

#### **【趣旨】**

ポイ捨て等の防止に取り組む市の立場と責務について考え方を示したものである。ポイ捨て等の防止に関する必要な施策を実施する責務を明らかにするほか、市民等及び事業者に対する美化意識の向上のための各種啓発活動を実施する責務を明らかにしたものである。

#### **【解説】**

##### **必要な施策**

ゴミゼロ運動、大掃除月間、不法投棄パトロール、ポイ捨て等防止用看板設置及び実態調査等をいう。

##### **美化に関する意識**

自宅周辺、地区及び市内のポイ捨てを無くすほか、犬のふんを回収する等、まちをきれいにする意識をいう。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自らポイ捨て等の防止に関する意識を高めるとともに、まちの美化活動に努めなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

#### **【趣旨】**

「ごみのないきれいなまち」を実現するためには、市民等の取組や協力も必要であることから、市民等の日常生活においてポイ捨て等の防止に努める責務を規定したものである。第1項では、市民等が自らポイ捨て等の防止に関する意識を高め、ゴミゼロ運動や大掃除月間等における地区等の清掃活動、自宅周辺の清潔の保持及び屋外で生じたごみの持ち帰り等に努める責務を有することを明らかにし、第2項では、市のポイ捨て等の防止に関する施策に積極的に協力するよう努める責務を明らかにしたものである。

#### **【解説】**

##### **まちの美化活動**

ゴミゼロ運動や大掃除月間等における地区等の清掃活動等をいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その従業員のポイ捨て等の防止に関する意識の啓発を行うとともに、自己の施設等の清潔を保持し、まちの美化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、ポイ捨て等の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

事業者が事業活動を行う上で、そのすべての段階でポイ捨て等の防止に資する取り組みに努める責務を規定したものである。第1項では、事業者の社会的責任として従業員へのポイ捨て等の防止に関する意識の啓発及び自己の施設等の清潔の保持に努める責務を有することを明らかにし、第2項では、事業活動によって生産・販売された商品が収納・包装しているものも含めて、ポイ捨て等の原因につながる可能性があることから、事業者自らが消費者に対して意識の啓発等を講ずるよう努める責務を有することを明らかにし、第3項では、事業者自らがポイ捨て等の防止に努めるとともに、市の実施する施策に積極的に協力するよう努める責務を明らかにしたものである。

**【解説】**

**自己の施設等**

事業者が自ら所有、管理をしている施設や土地、又は借用している施設や土地等をいう。

**その他必要な措置**

商品の包装の省略又は簡易包装の実施、リサイクルの推進及び灰皿やごみ箱の設置などがある。

(自動販売機設置者の責務)

第6条 飲食物の自動販売機を設置し、又は管理する事業者は、空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

自動販売機で販売される飲食物を収納する空き缶等の回収について、飲食物製造・販売業者が自動販売機周辺への回収容器の設置を呼び掛けていることもあり、自動販売機を設置又は管理をする事業者が、積極的に回収容器を設置又は管理するよう努める責務を明らかにしたものである。なお、本条は前条の事業者の責務の一つと考えられるが、より具体的な規定であることから、前条とは別に規定するものである。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

**【趣旨】**

条例の目的を達成するため、ポイ捨ての禁止について規定したものである。ここでは、法令や条例に定められているが明確に規定されていない空き缶等、たばこの吸い殻等の散乱性の高いごみを捨てる行為を対象とし、規定することで関係法令や条例と合わせて禁止していくことを明確にするものである。

なお、定められたごみ箱、吸い殻入れ又は回収容器等以外の場所でポイ捨てをすること

は、いかなる場所であっても禁止されていることから、公共の場所等の具体的な場所は規定していない。

(路上等における喫煙の制限)

第8条 市民等は、たばこの吸い殻の散乱を未然に防止するため、次の各号のいずれかに該当するときは、路上、公園その他屋外の公共の場所（以下「公共の場所」という。）において喫煙をしないよう努めなければならない。

- (1) 歩行しているとき又は自転車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）に乗車しているとき。
- (2) 灰皿等の吸い殻入れが設置されていない場所で、吸い殻入れを携帯していないとき。

#### 【趣旨】

たばこの吸い殻のポイ捨てを未然に防止するため、屋外の公共の場所における喫煙の制限について規定したものであり、第1項では、歩行中又は自転車、原動機付自転車、バイク、オートバイに乗車中は喫煙をしないよう努めることを規定し、第2項では、灰皿等の吸い殻入れが設置されていない場所で、携帯用灰皿等の吸い殻入れを携帯していないときは喫煙をしないよう努めることを規定したものである。本条に定める行為は努力義務とし、市民等に喫煙マナーの向上を呼び掛けていくこととする。

#### 【解説】

##### 路上、公園その他屋外の公共の場所

道路、公園及び河川等屋外の公共の用に供する場所（民有地を除く）をいう。

(廃棄物の投棄の禁止)

第9条 市民等は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）の処理に当たっては、法令、条例その他の定めを遵守し、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理している場所に不法に投棄してはならない。

#### 【趣旨】

家庭ごみ等廃棄物の不法投棄対策については従来から取り組んできたところであるが、平成21年10月から家庭ごみ処理手数料が有料となったことに伴い、市として不法投棄防止に向けた取組を継続するとともに、市民等に不法投棄の禁止について周知徹底し、不法投棄対策を更に推進する必要があることから、関係法令や条例で定められている家庭ごみ等廃棄物の投棄の禁止について再度規定し、市の不法投棄に対する姿勢を明確に示したものである。

#### 【解説】

##### 法令、条例その他の定め

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における「廃棄物の投棄の禁止（第16条）」や長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例における「公共の場所の清潔の保持（第6条）」、「家庭ごみの適正処理（第9条）」及び「事業ごみの適正処理（第10条）」等をいう。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第10条 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。)は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理している場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

**【趣旨】**

条例の目的を達成するため、飼い犬のふんの放置の禁止について規定したものである。犬は、猫、鳩等の他の動物と異なり、飼い主に登録や係留が義務付けられていること、また、ふんは尿と異なり回収可能であることから、本条では飼い犬のふんの放置のみを禁止するものである。なお、県の動物の愛護及び管理に関する条例でも禁止行為が規定されていることから、再度規定することで禁止していくことを明確にするものである。

(重点地区の指定)

第11条 市長は、ポイ捨てを防止するため特に必要があると認める区域をポイ捨て防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、重点地区を指定するときは、あらかじめ、地域住民の意見を聴くとともに、関係団体又は関係行政機関と協議するものとする。
- 3 市長は、重点地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、重点地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前2項の規定は、当該指定の解除及び区域の変更について準用する。
- 5 市長は、重点地区を指定したときは、その指定の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

**【趣旨】**

ポイ捨てを防止するため、市として重点的に施策を実施する地区を指定することができることを規定したものである。第1項では、ポイ捨て防止重点地区(以下「重点地区」という。)を指定することができることを規定し、第2項では、重点地区を指定するときは、指定による地区への社会的及び経済的な影響に配慮する必要があることから、地域住民の意見を聴き、関係団体又は関係行政機関と協議することを規定し、第3項では、重点地区を指定した旨及び指定区域を告示することを規定し、第4項では、必要があると認めるときは、地域住民の意見聴取や関係団体等との協議を行って、重点地区の指定を解除又は変更することができ、その旨を告示することを規定し、第5項では、重点地区を指定したときは、指定した目的を達成するために必要な施策を実施することを規定したものである。

**【解説】**

**関係団体**

重点地区内にある商店会等の団体等をいう。

**必要な施策**

巡回指導の実施、看板等の設置、啓発活動等をいう。

(指導及び勧告)

第12条 市長は、第7条、第9条又は第10条の規定に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

**【趣旨】**

市長は、「ポイ捨ての禁止」、「廃棄物の投棄の禁止」又は「飼い犬のふんの放置の禁止」に違反した者に対して、行為者を特定した上で、ポイ捨てしたごみ等の回収等必要な措置を講ずるよう行政指導をすることができることについて規定したものである。なお、悪質な行為については、違反した者に対して指導又は勧告をするほか、関係法令による行政処分や罰則を適用していく。

**【解説】****原状回復その他必要な措置**

ポイ捨てしたごみ、投棄した廃棄物又は放置した飼い犬のふんを回収すること又は清掃をすること等をいう。

**指導又は勧告**

口頭で指導し、従わない場合は文書で勧告する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【趣旨】**

本条例に規定していないもののうち、本条例の施行に関して必要な事項の実施について規定したものである。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**【趣旨】**

本条例の施行期日を定めたものである。